

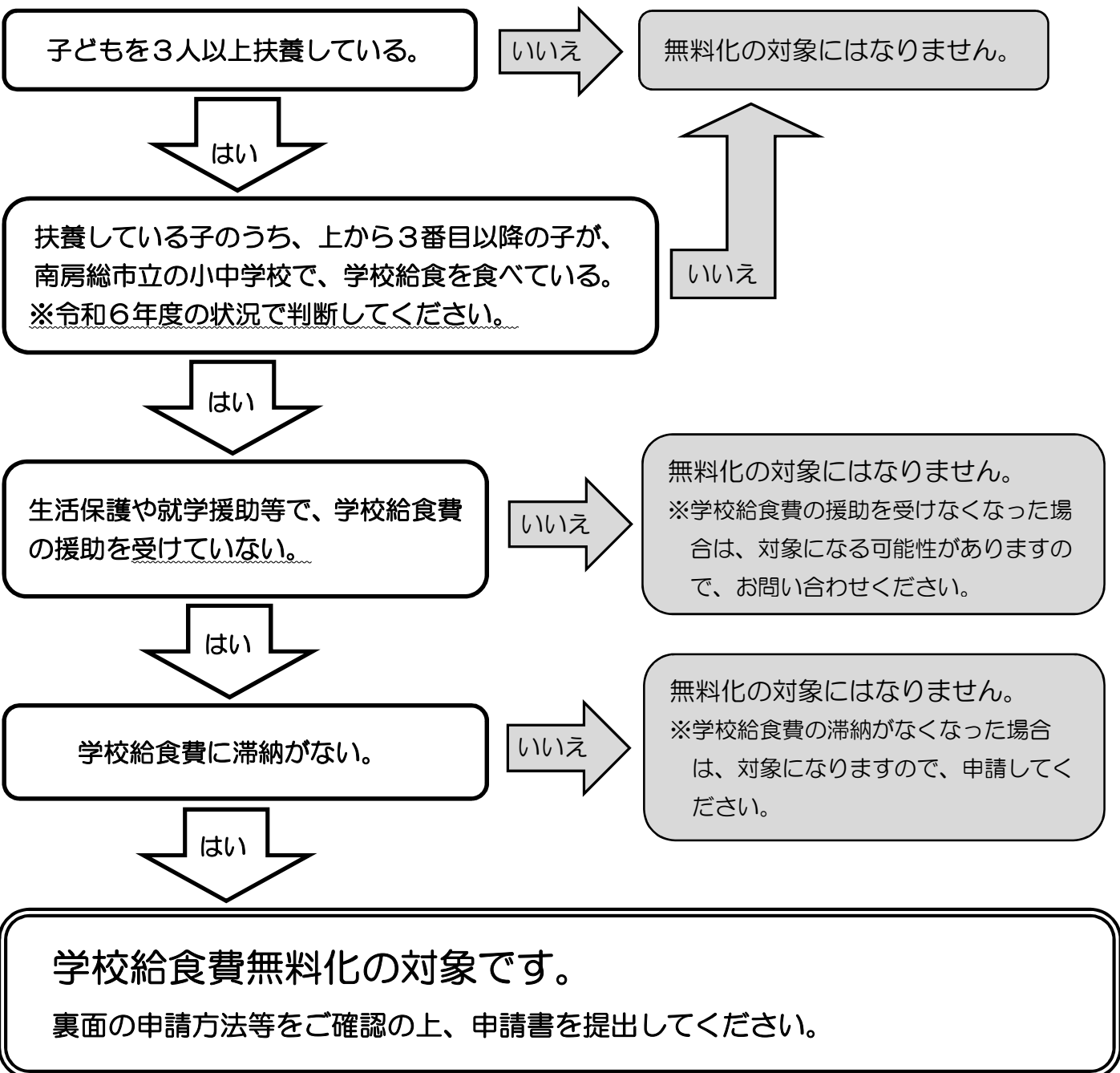
令和6年度

## 南房総市 第3子以降の学校給食費無料化について

子どもを3人以上扶養する保護者の経済的負担を軽減するため、南房総市の学校給食の提供を受けている、第3子以降の給食費を無料にします。

◎今回の申請で無料になるのは、令和6年4月から令和7年3月分(令和6年度分)の給食費です。

### 無料化の対象になる保護者



申請方法・問い合わせ先等詳しくは裏面をご覧ください。

## 申請方法

- ①「第3子以降学校給食費無料化申請書」に必要事項を記入してください。
    - ・申請書表面の太枠内（保護者氏名・住所・電話番号、扶養している子の氏名・生年月日・学校等）に記入してください。
    - ・申請書裏面の「扶養事実申立書」及び「同意書」の保護者氏名の箇所に、申請している保護者が自署してください。
  - ②扶養しているお子さんの有効な健康保険証の写しを用意してください。
    - ・健康保険証の写しは「記号・番号・枝番（ある場合）・被保険者番号・QRコード（ある場合）」をマスキングしてください。
    - ・南房総市立の小中学校に通っているお子さんについては、健康保険証の写しは必要ありません。
  - ③申請書および健康保険証の写しを、教育委員会教育総務課、市民課（本庁）、朝夷行政センターまたは各地域センターに提出してください。
- ◎受付時間 8時30分から17時15分（土日祝日を除く）
- ◆南房総市教育委員会教育総務課に郵送で提出することも可能です。
- あて先【〒299-2592 南房総市岩糸2489番地 南房総市教育委員会教育総務課】
- ※申請書は世帯で1枚にまとめて提出してください。（世帯に無料となる子が複数人いても、申請書の提出は1枚です。）

## 申請期限

令和6年5月8日（水）

※上記の申請期限を過ぎても令和7年3月31日までは申請できます。

また、申請後も無料化が決定するまでは給食費が口座から引き落とされますが、無料化が決定した時点で払い過ぎている給食費がある場合には、還付いたします。

## 決定通知

申請書の提出から、約1か月後に決定通知書を送付いたします。

※決定を受けた後に、申請した内容に変更が生じた場合は（扶養している子の人数が変わった等）、教育委員会教育総務課【電話0470-46-2961】へご連絡ください。

## 問い合わせ先

南房総市 教育委員会 教育総務課 給食係

〒299-2592 南房総市岩糸2489番地 丸山分庁舎  
電話番号 0470-46-2961